

後期高齢者医療制度の移送費を申請される方へ

1. 移送費とは

負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に支給されます。ただし、下記の要件を全て満たしていることが支給条件で、**領収書の金額が満額で支給されるものではありません。**

- ・ 緊急入院であること。
- ・ 医師の指示に基づき、病院へ移送されている。（医師の指示によらないものは対象外）
- ・ 救急車やドクターヘリを使用できなかったやむを得ない事情があった場合。

2. 移送費の対象とならない事例について

- ・ 通常の通院や予定入院の場合
- ・ 医師の指示していない医療機関へ移送されたもの。
- ・ 救急車を使用できる状況にもかかわらず、介護タクシーを使用したもの。（医師の指示があっても対象外）
- ・ 医療機関等に移送に係る費用を支払った日の翌日から起算して2年が経過した場合。

3. 移送費の支給金額について

移送費の支給金額は最も経済的な通常の経路及び方法により、算定された金額を支給します。

例)

対象者	区分	内容		申請額	支給対象	支給基準額	支給額
本人	乗船料	往路	フェリー	1,500	○	1,500	1,500
	乗船料	復路	フェリー	1,500	×	1,500	0
付添人 1人まで (看護師)	乗船料	往路	フェリー	1,500	○	1,500	1,500
	乗船料	復路	フェリー	1,500	○	1,500	1,500
	日当			2,000	×		0
	その他	食事代		3,000	×		0
		宿泊費		15,000	×		0
その他	医学管理料			3,000	×		0
	合計			29,000			4,500

※支給対象外

- ・ 患者の復路分の交通費
- ・ 医学的管理またはそれに準ずるもの以外の経費（回送料、施設使用料、待機料など）
- ・ 付添の医師、看護師の宿泊費（移送先の医療機関から宿泊先までの交通費も含む）や日当、復路の物品搬送費用

4. 注意事項

- (1) 移送先の医療機関のレセプトで申請書を確認するため、支給までに**3～4か月**かかり、疑義があればさらに期間がかかります。
- (2) 領収書の金額が、支給金額にはなりません。移送費は、基本的に患者が移送先の病院までを最も経済的な経路で移送された費用を算定するためです。
- (3) 上記3のとおり支給額を計算するため、実際に**支払った金額よりも支給額が少なくなる場合があります。**

5. 必要書類

書類名	備考
(1) 後期高齢者医療 療養費等 支給申請書	※北海道後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロードできます。
(2) 移送を必要とする医師の意見書(原本)	記載必須項目 1 移送を必要と認めた理由(付添いがあったときは、併せてその付添いを必要と認めた理由) 2 移送経路、移送方法及び移送年月日 3 診断年月日及びこれを証する医師・看護師の氏名
(3) 領収書	移送に要した費用の額について事実を証する書類の提出が必要です。

【北海道後期高齢者医療広域連合のホームページ】

◇ 申請書について

https://iryokouiki-hokkaido.jp/hotnews/detail/00003014.html#a2_1

◇ 制度について

<https://iryokouiki-hokkaido.jp/hotnews/detail/00000150.html>

お問い合わせ先

- ・ お住まいの市区町村
- ・ 北海道後期高齢者医療広域連合 医療給付担当(011-290-5601)